

JCB デビット会員（法人）向け特則

第1条（適用範囲）

1. 本特則は、「MyJCB 利用者規定」（以下「本規定」という）に定める本サービス内容に関し、両社所定の JCB デビット会員規約（法人用）（以下「会員規約（法人用）」という）に定める法人会員（以下「法人会員」という）およびカード使用者（代表使用者を含み、以下「カード使用者」という）に適用されます。
2. 本特則に定めのない事項については、本規定および会員規約（法人用）が適用されます。

第2条（本規定の変更）

1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。
「会員」とは JCB の提携するカード発行会社が発行する JCB ブランドの法人デビットカード（以下「カード」という）の法人会員およびカード使用者をいいます。」
2. 本規定第1条第6項を以下のとおりに変更します。
「認証情報」とは、ID（第2条第4項に定めるものをいう）、パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）その他本サービスを利用するための本人確認に用いる暗号等をいいます。」
3. 本規定第2条第4項を以下のとおりに変更します。
「両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した法人会員に対して、同法人会員を特定する番号（以下「法人専用 ID」という）を発行します。また、両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認したカード使用者に対して、カードごとに、同人を特定する番号（以下「使用者専用 ID」といい、「法人専用 ID」と「使用者専用 ID」を総称して、「ID」という）を発行します。」
4. 本規定第4条第1項を以下のとおりに変更します。
「1. 両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。ただし、利用者により提供を受けることのできるサービスに制限のある場合があります。
(1)カード発行会社が提供する、①ご利用代金明細照会、②ポイントの照会・交換、③利用限度額の設定変更、④メール配信、⑤その他のサービス
(2)JCB の提供する、①J/Secure(TM)、②メール配信、③MyJCB 優待、④その他のサービス
(3)両社の提供する、①属性照会・変更、②キャンペーン登録・キャンペーン情報照会、③その他のサービス
(4)その他両社所定のサービス」
5. 本規定第4条第3項の規定は法人デビットカードの会員には適用されません。
6. 本規定第7条第1項を以下のとおりに変更します。
「利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。会員規約（法人用）に定める代表使用者は「法人専用 ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとし、カード使用者は自己の「使用者専用 ID」およびそのパスワードを自己の認証情報の一部として厳重に管理するものとします。」
7. 本規定第7条第3項を以下のとおりに変更します。
「自己の認証情報が第三者（自己以外のカード使用者や法人会員のその他の役職員を含む）に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。」

JCB デビット会員（法人）向け特則

第3条（本規定の追加）

1. 本規定第5条に以下の項を追加します。

「6. 第2項にかかわらず、サービスの種類によっては、ログイン後に、両社所定の追加認証が必要となる場合があります。」

2. 本規定第7条に以下の項を追加します。

「5. 法人会員は、自ら本規定および本特則を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者をして本規定および本特則を遵守させる義務を負うものとします。」

第4条（デビットショッピング利用時等の通知）

1. カード発行会社は、本特則第2条第4項による変更後の本規定第4条第1項(1)④メール配信サービスの一部として、次の各号の場合に本規定第11条に基づきEメールにて通知を行うものとします。なお、①②については、法人会員およびカード使用者のEメールアドレス宛、③については法人会員のEメールアドレス宛への通知となります。①会員に貸与されたカードによるデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用があり、会員規約（法人用）に定める保留額または追加引落額が預金口座から引き落とされた場合 ②会員に貸与されたカードによりデビットショッピング（国外での利用も含む）または海外現地通貨引き出しサービスの利用がされようとしたにもかかわらず、当該サービスの利用ができなかった場合であって、その理由がカード発行会社所定の理由に該当する場合 ③会員規約（法人用）第23条第1項から第3項に定める、カード発行会社から法人会員への連絡を行う場合

2. 会員は、前項各号に定める通知を受信できるように、両社に届け出たEメールアドレスを常に最新かつ受信可能な状態にしなければなりません。

3. カード発行会社は、会員が両社に届け出たEメールアドレス宛へのEメールの送信手続きの完了をもって第1項に定める通知を行ったものとします。

4. 会員が第2項に定める義務を怠ったことにより、会員に対して損害が発生した場合には、両社は一切責任を負わないものとします。

5. 第1項に定める通知は、会員が通知の中止を両社に届け出た場合、行われません。

6. 第1項に定める通知は、本規定第14条第1項に該当する場合、遅延、一時停止または中止することがあります。